

〔表紙〕

〔朱印〕 明治七年中

〔朱印〕 永年保存

学校設立伺指令

栃木県引継 第五課

〔朱書〕

「第四百九十四号」

私学開業願出候儀二付

〔私学開業願出候儀に付〕

相伺候書付

〔相伺候書き付け〕

当県管下

第拾貳大区貳小区

上野国邑楽郡

下小泉村

第拾三大区一小区

同国山田郡

矢田堀村

同貳小区

上野国新田郡

小金井村

第拾三大区四小区

同国山田郡

下新田村

小平村

中仁田村

西小倉村

右各地ヨリ別紙之通私学開

〔右各地より別紙の通り私学開〕

業願出候二付、篤卜及ニ檢覈ニ候処、

〔業願出候に付、篤（とく）と檢覈（けんかく）に及び候処、〕

聊不都合之廉無レ之様相見候条、

〔聊（いささ）か不都合の廉（かど）これ無き様相見え候条、〕

至急御允許相成候様仕度、依レ

〔至急御允許（いんきよ）相成り候様仕（つかまつ）り度、これに依り〕

之別紙願書十四冊相添、此段

〔別紙願書十四冊相添え、此（こ）の段〕

伺申候、以上

〔伺い申し候、以上〕

栃木県令鍋島幹代理

明治七年五月十三日 栃木県参事 藤川為親 印

文部卿 木戸孝允殿

〔朱書〕

「伺之通

〔伺いの通り〕 明治七年五月二十日 印（文部少輔田中不二麻呂之印）